

# オーブン カレッジ

わが国では、少子化が進  
行しており、2022年の  
出生数は80万人を下回っ  
た。これまでも少子化対  
策として、育児休業制度や  
ベビーシッター利用料の助  
成金制度などが導入されて  
きたところであるが、岸田  
首相は「異次元の少子化対  
策」を掲げ、児童手当の拡  
充や出産費用の保険適用を  
検討している。こうした一  
連の少子化対策は、共働き  
の既婚者をターゲットとし

## 少子化対策として若年層への支援必要

少子化をより根本的に改  
善するためには、若年層の  
働き方の支援も考慮する  
必要がある。支援の一つ  
は柔軟な働き方を認める  
方法である。若年層は「ジ  
タルネイティブ」であるこ  
とから、在宅勤務には比較  
的、抵抗がないものと思わ  
れる。首都圏の企業に勤務  
しながら、リモート出社が  
認められれば、地方から移  
転することなく就労が可  
能となる。在宅勤務であれ  
ば、地域において子育て  
が可能であるし、将来、家  
庭内での介護の役割を果  
たすことも可能である。オ  
ランダでは在宅勤務権が

イム間の移行が労働者の  
権利として認められてい  
る。そのため、家庭の事情  
に合わせてパートタイムで  
もフルタイムでも柔軟な働  
き方が可能である。

働き方に対する支援に伴  
う税制改正も必要となる。  
雇用主から受ける経済的  
利益は所得として課税さ  
れるため、実効性を欠く  
ことになりかねない。例え  
ば、女性の「両立支援」の  
一つとして導入されたベビ  
ーシッター利用料の助成  
金は、当初、雑所得として  
課税されていたところ、令  
和3年度の税制改正にお  
いて非課税とされた。在宅  
勤務に伴う費用を従業員  
に支給する場合、従業員に  
対する給与として課税さ  
れる。通達によって在宅勤  
務に伴う通信費や電気代  
は非課税とされているが、  
在宅勤務に伴う費用全般  
について非課税とするこ  
とも検討されるべきであ  
る。また、同一労働同一賃  
金の観点から、派遣労働者  
の通勤手当課税を見直す  
ことも必要となろう。パー  
トタイムや契約社員の場合、  
会社の規則に則って支  
給された通勤手当は非課税  
となるが、派遣労働者の場  
合は必ずしも非課税となら  
ないからである。

# 実効性高めめる

## 税制の構築を

た、女性の就労促進を目的  
とする「両立支援」(仕事  
と子育て)が中心であると  
いえよう。



柴 由花 教授  
山女学園大学 社会学部  
現代マネジメント学

しば・ゆか 租税法、租税政  
策。横浜国立大学大学院社会科  
学研究科国際開発専攻博士課程  
修了。博士(国際経済法学)。

認められており、労働者に  
自宅などでの勤務を要求  
することを認める一方、企  
業には努力義務を課して  
いる。

もう一つの支援は、同一  
労働同一賃金の導入であ  
る。同じ仕事に就いている  
限り、正社員、非正社員で  
あるかを問わず、同一の賃  
金を支給する制度である。  
オランダでは、フルタイム  
とパートタイムの同一待  
遇やフルタイムとパートタ

少子化対策の実効性を高  
めるためには、税制の見直  
しも必要である。